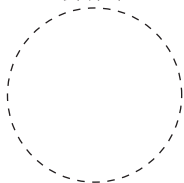


受付印



特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

※ 納期の特例を一度申請されると、辞退・取消等がない限り次年度以降も継続して承認しますので、各年度の申請書の提出は必要ありません。

久留米市長様 年 月 日 提出	申 請 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏名 また 名 称											この申請書に 応答される方	氏名	
		法人番号													電話

承認申請書

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以降の支給に係る給与所得・退職所得に対する税額 ※申請の日の属する月分以降の適用となるため、申請日前の月分は特例の対象外となります。						
申請の日前6ヵ月間の各月末における給与の支払を受ける者の人数および支払金額。(外)は、臨時勤務者等	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
現に市税の滞納がある場合、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合、それがやむを得ない理由であるときはその理由	※市処理欄			収 納			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合、その年月日 年 月 日				未 ・ 完			
				処 理 区 分			
				承 認 ・ 棄 却			

辞退届出書

承認を受けた納期の特例について、以下の理由により 年 月分から辞退します。 なお特別徴収税額は前月までのものを含めて翌月10日までに納入します。 (理由)
--

※ 申請に関する注意事項は裏面に記載しております。

注 意 事 項

特別徴収税額の納期の特例について

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満でなければなりません。
(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であること。
2. この特例の適用を受けようとする場合、久留米市長(市民文化部市民税課)に申請し、その承認を受けなければなりません。
3. この特例の承認を受けた場合、次に掲げる期日までに特別徴収税額を納入することになります。

(1)前期……	6月～11月までの給与所得に係る税額 4月・5月の退職所得に係る税額	}	納期限は12月10日です。
(2)後期……	12月～翌年5月までの給与所得に係る税額 6月～翌年3月までの退職所得に係る税額	}	納期限は翌年の6月10日です。
4. この特例の承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数が常時10人以上となった場合、その旨を遅滞なく久留米市長(市民文化部市民税課)に届け出なければなりません。

※ 注意

- ・ 滞納や著しい納入遅延があるような場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。
- ・ 承認を受けても滞納、納入遅延、納期の特例の要件に該当しなくなったと判断される場合は、承認を取り消す場合があります。
- ・ 納期の特例を適用されてあっても毎月の異動は必ず報告をお願いします。
- ・ 納期の特例を辞退される場合は表面の辞退届出書に記入し提出をお願いします。

〈連絡先〉

〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市役所 市民文化部 市民税課

TEL 0942-30-9008

FAX 0942-30-9753